

## 通院医療特約条項 目次

## この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期  
 第2条 通院給付金の支払  
 第3条 既往症等に関する取扱  
 第4条 通院給付金の支払限度  
 第5条 通院給付金の請求手続  
 第6条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱  
 第7条 特約の保険料の払込免除  
 第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込  
 第9条 特約の保険料の自動振替貸付  
 第10条 特約の失効  
 第11条 特約の復活  
 第12条 特約の解約  
 第13条 解約返戻金  
 第14条 債権者等による解約  
 第15条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更  
 第16条 通院給付金日額の減額  
 第17条 特約の消滅  
 第18条 告知義務および告知義務違反  
 第19条 重大事由による解除  
 第20条 契約者配当  
 第21条 特約の更新  
 第22条 通院給付金受取人の変更  
 第23条 管轄裁判所  
 第24条 主約款の規定の準用

- 第26条 特約の型および従たる被保険者の範囲  
 第27条 特約の通院給付金の支払  
 第28条 特約の通院給付金日額  
 第29条 特約の通院給付金の支払限度  
 第30条 特約の保険料の払込免除  
 第31条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込  
 第32条 特約の解約  
 第33条 特約の解約返戻金  
 第34条 債権者等による特約の解約  
 第35条 特約の消滅  
 第36条 特約の通院給付金受取人の変更

## その他の特則

- 第37条 特約に特別条件をつける場合の特則  
 第38条 保険料一時払に関する特則  
 第39条 主契約に死亡給付金0倍特約が付加されている場合の特則

## 低解約返戻金特則

- 第40条 低解約返戻金特則

※平成22年3月2日以降、この特約への家族特則の付加を取扱っていないため、すでに締結された家族特則が更新する場合を除き、家族特則を適用することはありません。

## 家族特則※

- 第25条 家族特則の付加および責任開始期

## 通院医療特約条項

(平成10年5月2日制定)  
 (平成24年4月2日改正)

## この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として入院をした場合で、退院後に通院したときに、その通院日数に応じた通院給付金の支払を保障するものです。

また、家族特則が付加された場合は、被保険者の配偶者および子についても通院給付金の支払を保障します。

## (特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

## (通院給付金の支払)

- 第2条 この特約で、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
通院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する通院をしたとき</p> <p>① 次のア. およびイ. のいずれにも該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて 120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院（往診を含みます、以下同じ。）であること</p> <p>ア. この特約の責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、以下同じ。）以後に発生した事由を原因とする入院</p> <p>イ. 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院</p> <p>② その通院が前①の入院の原因となった不慮の事故（別表 2）による傷害または疾病の治療を目的とした、病院または診療所への通院であること</p>	入院 1 回につき、 （通院給付金日額）×（通院日数）	被保険者

- 2 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が、主約款に定める通算支払限度に達したことのみをもって支払われない入院は、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院とみなして、前項の支払事由の規定を適用します。
- 3 前項により主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院とみなされる場合を含めて、第 1 項の支払事由に規定する入院（以下、本条において「入院」といいます。）を被保険者が 2 回以上した場合で、主約款の規定により 1 回の入院とみなされる時（以下「1 回の入院」といいます。）は、その入院にかかわる通院については、次の各号のとおり取扱います。

号	主約款の規定により 1 回の入院とみなされる場合
(1)	最終の入院（1 回の入院の支払日数が主約款に定める支払限度に達した場合には、支払限度に達した日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じとします。）の退院日を第 1 項に定める退院日とします。
(2)	最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、第 1 項の通院とみなします。

- 4 被保険者が、入院を開始したときに、異なる不慮の事故（別表 2）による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第 1 項の通院に含めます。
- 5 被保険者が入院をしている日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金は支払いません。
- 6 次の各号のいずれかに該当した場合には、通院給付金は重複して支払いません。

号	通院給付金を重複して支払わない場合
(1)	被保険者が、同一の日に 2 回以上第 1 項に定める通院をしたとき（この場合、1 回の通院とみなして取扱います。）
(2)	被保険者が、2 以上の事由の治療を目的とした 1 回の通院をしたとき

- 7 通院期間中に通院給付金日額の変更があった場合には、通院給付金の支払額は各日現在の通院給付金日額にもとづいて計算します。
- 8 被保険者が入院中または通院期間中に、この特約の保険期間が満了した場合には、保険期間満了後のその入院の通院期間中の通院、または保険期間満了後のその通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなします。この場合の通院給付金日額は、保険期間満了日のそれと同額とします。
- 9 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、通院給付金の受取人は、第 1 項の規定にかかわらず、保険契約者となります。
- 10 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により主契約の入院給付金が支払われない場合でも、これらの事由により通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、会社は、その程度に応じ、通院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

#### （既往症等に関する取扱）

- 第 3 条** 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第 2 条（通院給付金の支払）の規定を適用します。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病の治療を直接の目的としてこの特約の責任開始期以後に入院したときでも、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第 2 条（通院給付金の支払）の規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識ま

たは自覚していた場合を除きます。

#### (通院給付金の支払限度)

- 第4条 この特約による通院給付金の1回の入院についての支払限度は、支払日数（通院給付金を支払う日数。以下同じ。）30日とします。
- 2 この特約による通院給付金の通算支払限度は、支払日数を通算して1,000日とします。

#### (通院給付金の請求手続)

- 第5条 通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 通院給付金の受取人は、前項の通院給付金支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、通院給付金を請求してください。
- 3 通院給付金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。
- 4 給付金の受取人である被保険者が死亡した場合、通院給付金（家族特則の給付金は含みません。以下、本条において同じ。）の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とし、この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者
(1)	主契約の死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合 主契約の死亡給付金受取人 (法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
(2)	前号に該当する者がいない場合 この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 (被保険者の死亡時において同特則第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
(3)	前2号に該当する者がいない場合 配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合 法定相続人の協議により定めた者

- 5 前項の規定により、会社が通院給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその通院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 故意に通院給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

#### (支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱)

- 第6条 この特約の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による通院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を通院給付金から差引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の通院給付金支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を通院給付金から差引きます。
- 3 前2項の場合、通院給付金が差引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき通院給付金を支払いません。

#### (特約の保険料の払込免除)

- 第7条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに所定の障害状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
- 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割引きます。
- 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
- 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間

満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

- 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとしします。

(特約の保険料の自動振替貸付)

第9条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

(特約の解約)

第12条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

第13条 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。また、この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款の解約返戻金の規定を準用して保険契約者に通知します。

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（通院給付金の請求手続）第3項の規定を準用します。

(債権者等による解約)

第14条 債権者等によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の通知が行われた場合でも、通知の時ににおいて保険契約者でない通院給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、所定の金額（解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- 3 通院給付金の受取人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じないこととなるまでに、第17条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅するときは、そのとき会社が支払うべき金額の限度で、第2項に定める所定の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、通院給付金の受取人に支払います。

(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

第15条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

(通院給付金日額の減額)

第16条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の通院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の通院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 主契約の入院給付金日額が減額されたとき、この特約の通院給付金日額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額までこの特約の通院給付金日額を減額します。

(特約の消滅)

第17条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	主契約が消滅したとき
(2)	第4条（通院給付金の支払限度）第2項に規定する通算支払限度に達したとき

- 2 前項第1号に該当してこの特約が消滅した場合、主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除いて、第13条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払い、責任準備金その他の返戻金の払いもどしが無いときは、この特約においても責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

**(告知義務および告知義務違反)**

第18条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

**(重大事由による解除)**

第19条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人が、この特約の通院給付金を詐取する目的または他人に通院給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約の通院給付金の請求に関し、通院給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者または通院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	この特約に付加されている家族特則または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(6)	会社の保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 通院給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後にこの特約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた通院給付金の支払事由による通院給付金を支払いません。また、すでに通院給付金を支払っているときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

3 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。

4 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または通院給付金の受取人に通知します。

**(契約者配当)**

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

**(特約の更新)**

第21条 主契約が更新された場合には、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。

2 保険契約者は、この特約の更新に際して、会社の定める取扱いに従い、この特約の通院給付金日額の増額を請求することができます。この場合、主約款の更新時における入院給付金日額の増額の規定を準用します。

3 前2項の規定により、この特約が更新された場合、第2条（通院給付金の支払）、第4条（通院給付金の支払限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第18条（告知義務および告知義務違反）および第37条（特約に特別条件をつける場合の特則）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、通院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

5 第1項、第2項または第4項ただし書の規定にかかわらず、主契約の更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、この特約の更新または他の特約の付加は取扱いません。

**(通院給付金受取人の変更)**

第22条 保険契約者は、この特約の通院給付金の受取人を変更できません。

**(管轄裁判所)**

第23条 この特約における通院給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

## 家族特則

※平成22年3月2日以降、この特約への家族特則の付加を取扱っていないため、すでに締結された家族特則が更新する場合を除き、家族特則を適用することはありません。

(家族特則の付加および責任開始期)

第25条 この特則は、家族特則が付加された主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、この特約に付加して締結します。この場合、会社は、保険証券を保険契約者に交付します。保険証券の記載事項については、第1条(特約の締結および責任開始期)第1項の規定を準用します。

- 2 前項の規定にかかわらず、主契約に家族特則が付加されている場合で、この特約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たにこの特則の被保険者(以下「従たる被保険者」といいます。)に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特則をこの特約に付加することができます。この場合、会社はこの特則の保険証券を交付しません。
- 3 この特則の責任開始期は、この特約と同一とします。ただし、前項の場合、この特則に対する会社所定の金額を受取った時(従たる被保険者に関する告知の前に受取った場合には、その告知の時)をこの特則の責任開始期とします。
- 4 この特則に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、この特約条項の規定を準用します。

(特則の型および従たる被保険者の範囲)

第26条 この特則には、従たる被保険者の範囲による次の型があります。

- (1) 配偶者・子型
- (2) 配偶者型
- (3) 子型
- 2 従たる被保険者の範囲については、主約款の従たる被保険者の範囲の規定を準用します。
- 3 従たる被保険者の範囲によるこの特則の型は、主契約の家族特則で選択されている特則の型と同一とし、主約款の規定により主契約の家族特則の型の変更請求があった場合には、この特則についても変更請求があったものとし、
- 4 前項の規定にかかわらず、この特則の型が配偶者・子型の場合で、配偶者に対する通院給付金が第29条(特則の通院給付金の支払限度)に規定する通算支払限度に達したときは、子型へ変更します。この場合、通算支払限度に達した時以後の保険料を更正し、保険料に超過分があれば、保険契約者に払いもどします。
- 5 従たる被保険者については、主約款第53条(特則の型および従たる被保険者の範囲)第2項、第3項および第5項から第8項までの規定を準用します。

(特則の通院給付金の支払)

第27条 この特則で、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合(以下本項において「支払事由」といいます。)、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
通院給付金	<p>従たる被保険者が、この特則の保険期間中に、次のいずれにも該当する通院をしたとき</p> <p>① 次のア、およびイ、のいずれにも該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)の通院(往診を含みます、以下同じ。)であること</p> <p>ア、この特則の責任開始期(復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、以下同じ。)以後に発生した事由を原因とする入院</p> <p>イ、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院</p> <p>② その通院が前①の入院の原因となった不慮の事故(別表2)による傷害または疾病の治療を目的とした、病院または診療所への通院であること</p>	<p>1回の入院について、</p> <p>(この特則の通院給付金日額)×(通院日数)</p>	主契約の主たる被保険者

- 2 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が、主約款に定める通算支払限度に達したことのみをもって支払われない入院は、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院とみなして、前項の支払事由の規定を適用します。
- 3 前項により主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院とみなされる場合を含めて、第1項

の支払事由に規定する入院（以下、本条において「入院」といいます。）を従たる被保険者が2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされるとき（以下「1回の入院」といいます。）は、その入院にかかわる通院については、次の各号のとおり取扱います。

号	「1回の入院」にかかわる通院についての取扱
(1)	最終の入院（1回の入院の支払日数が主約款に定める支払限度に達した場合には、支払限度に達した日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じとします。）の退院日を第1項に定める退院日とします。
(2)	最初の入院の退院日後、最終の入院の入院開始日前における通院については、第1項の通院とみなしません。

- 4 従たる被保険者が、入院を開始したときに、異なる不慮の事故（別表2）による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。
- 5 従たる被保険者が入院をしている日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、この特則の通院給付金は支払いません。
- 6 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特則の通院給付金は重複して支払いません。

号	家族特則の通院給付金を重複して支払わない場合
(1)	従たる被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取扱います。）
(2)	従たる被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき

- 7 通院期間中にこの特則の通院給付金日額の変更があった場合には、この特則の通院給付金の支払額は各日現在のこの特則の通院給付金日額にもとづいて計算します。
- 8 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、この特則の通院給付金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。
- 9 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により主契約の入院給付金が支払われない場合でも、これらの事由により通院した従たる被保険者の数の増加がこの特則の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、その程度に応じ、この特則の通院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 10 従たる被保険者が入院中または通院期間中に、次のいずれかの事由に該当したときは、該当した日（以下「消滅事由該当日」といいます。）以後のその入院の通院期間中の通院、またはその通院期間中の通院については、この特則の保険期間中の通院とみなします。この場合、この特則の通院給付金日額は、消滅事由該当日の前日のそれと同額とします。

号	家族特則の保険期間中の通院とみなす場合
(1)	この特則の保険期間が満了したとき
(2)	主契約の死亡給付金の支払事由が生じたことにより、この特則が消滅したとき
(3)	第17条（特約の消滅）第1項第2号の規定により、この特約が消滅したとき
(4)	従たる被保険者である子が満25歳になったことにより、従たる被保険者でなくなったとき

- 11 従たる被保険者が、この特則の責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特則の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特則の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項から前項までの規定を適用します。
- 12 次の各号のいずれかに該当する場合には、従たる被保険者がこの特則の責任開始期前に発病した疾病の治療を直接の目的としてこの特則の責任開始期以後に入院したときでも、その入院はこの特則の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項から前項までの規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特則の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特則の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または従たる被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### （特則の通院給付金日額）

第28条 この特則の通院給付金日額は、この特約の通院給付金日額の60%相当額とします。

- 2 この特約の通院給付金日額の変更があった場合には、この特則の通院給付金日額は同時に同じ割合で変更されます。

#### （特則の通院給付金の支払限度）

第29条 この特則の通院給付金の支払限度および通算支払限度については、各被保険者につき、第4条（通院給付金の支払限度）の規定を準用します。この場合、「特約」は「特則」と読替えます。

#### （特則の保険料の払込免除）

第30条 第7条（特約の保険料の払込免除）の規定によりこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、同時にこの特則の保険料の払込みを免除します。

**(特則の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)**

第31条 この特則の保険期間は、この特則の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

- 2 この特則の保険料は、前項の保険期間中、この特約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料が払込まれ、この特則の保険料が払込まれない場合には、この特則は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとして扱います。
- 4 保険料期間中にこの特則が消滅した場合（この特則の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特則の保険料の払込みが免除された場合には、この特則の未経過保険料を保険契約者（主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。

**(特則の解約)**

第32条 保険契約者または債権者等は、将来に向かってこの特則を解約することができます。

**(特則の解約返戻金)**

第33条 この特則の解約返戻金は、第13条（解約返戻金）の規定を準用して計算します。また、第13条（解約返戻金）第1項の規定を準用して解約返戻金額を保険契約者に通知します。

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（通院給付金の請求手続）第3項の規定を準用します。

**(債権者等による特則の解約)**

第34条 債権者等によるこの特則の解約については、第14条（債権者等による解約）の規定を準用します。

**(特則の消滅)**

第35条 次のいずれかに該当したときは、この特則は消滅します。

号	家族特則が消滅する場合
(1)	この特約が消滅したとき
(2)	主契約の家族特則が消滅したとき
(3)	この特則の型が配偶者型の場合で、従たる被保険者に対する通院給付金の支払が第29条（特則の通院給付金の支払限度）に規定する通算支払限度に達したとき
(4)	第25条（家族特則の付加および責任開始期）第2項の規定によってこの特則をこの特約に付加した場合で、この特則の責任開始期前に発生した事由を直接の原因として、この特則の責任開始期以後、この特約の保険料が払込免除となったとき

- 2 次のいずれかに該当してこの特則が消滅した場合で、主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除いて、第33条（特則の解約返戻金）による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって責任準備金が支払われるときは、この特則の責任準備金を支払い、責任準備金その他の返戻金の払いもどしがないときは、この特則においても責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

号	家族特則の消滅により解約返戻金を支払う場合 (主約款の規定によって死亡給付金が支払われるときを除きます。)
(1)	主契約が消滅したことにより前項第1号の規定に該当した場合
(2)	前項第2号または第4号の規定に該当した場合

- 3 第17条（特約の消滅）第1項第2号の規定に該当したことによりこの特則が消滅した場合には、第33条（特則の解約返戻金）による解約返戻金を支払います。

**(特則の通院給付金受取人の変更)**

第36条 保険契約者は、この特則の通院給付金の受取人を変更できません。

**その他の特則****(特約に特別条件をつける場合の特則)**

第37条 会社は、被保険者の選択を行う際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、その危険の種類および程度に応じて、この特約の保険期間の全期間または一定期間にこの特則を適用し、次のとおり取扱います。（以下、この特則が適用される期間を「不担保期間」といいます。）

号	この特約に特別条件をつける場合
(1)	不担保期間中は、会社が指定した特定疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。以下同じとします。）または別表14に定める身体部位のうち、会社が指定した部位に生じた疾病（ただし、所定の感染症（別表15）を除きます。以下「不担保部位に生じた疾病」といいます。）の治療を目的とする入院の退院後の通院について、第2条（通院給付金の支払）の規定を適用せず、給付金を支払いません。
(2)	特定疾病または不担保部位に生じた疾病により、不担保期間の満了日を含んで継続して入院した場合、その入院の退院後の通院については、前号の規定にかかわらず、第2条（通院給付金の支払）の規定を適用します。



(保険料一時払に関する特則)

第38条 この特約の保険料が一時払のときは、次の規定は適用しません。

保険料一時払の特約に適用しない規定
第7条 (特約の保険料の払込免除)
第8条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込) 第2項から第9項
第9条 (特約の保険料の自動振替貸付)
第21条 (特約の更新)

(主契約に死亡給付金0倍特則が付加されている場合の特則)

第39条 主契約に死亡給付金0倍特則が付加されている場合は、第2条(通院給付金の支払)第9項中「保険契約者および死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)」は「保険契約者」と読替えます。

## 低解約返戻金特則

(低解約返戻金特則)

第40条 この特則は、この特約を低解約返戻金特則が付加されている主契約に付加する場合またはこの特約の保険期間が終身の場合、この特約に付加します。この場合、この特約に家族特則を付加することはできません。

2 この特則がこの特約に付加された場合は、次のとおり読替えます。

号	読替えを行う条項	読替え後の規定
(1)	第13条 (解約返戻金)	第13条 この特約に解約返戻金はありません。
(2)	第17条 (特約の消滅) 第2項	2 この特約が消滅した場合、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

## 備考

### 1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(柔道整復師法に定める施術所を含みます。ただし、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合に限ります。)
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 2. 通院

「通院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、前項に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

### 3. 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は該当しません。